

工事費執行(変更)概要書		教育長	教育部長	次長	課長	課長補佐	課員	審査員	設計者										
執行年度	工事名	R1 府中小学校 トイレ改修工事																	
元 年度	工事場所	石岡市若松一丁目11番18号																	
設計(変更)概要		施工方法	請 負 ・ <del>委 託</del>																
R1 府中小学校 トイレ改修工事		原契約年月日	令和 元 年 月 日																
1 準備・撤去工事		工 期	令和 元 年 月 日から																
2 改修工事			令和 2 年 2 月 29 日まで 日間																
和便器を洋便器に改修 13ヶ所																			
扉を外開きに改修 13ヶ所																			
		請 負 人																	
		費 目	起 工	第 回変更	第 回変更	増 減 (△)													
		起 工 額	円	円	円	円													
		請負に付する額	円	円	円	円													
		工 事 価 格	円	円	円	円													
		消費税 相当額	円	円	円	円													
		請 負 決 定 額	円	円	円	円													
変更理由		<p>変更工事価格算定基準: 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × <math>\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の委託に付する額}}</math>  <small>(少数第7位切り捨て6位止め)</small></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更積算工事価格</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">請負比率</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更積算工事価格</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px; text-align: right; vertical-align: bottom;">円</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 30px; text-align: right; vertical-align: bottom;">円</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 30px; text-align: right; vertical-align: bottom;">円</td> </tr> </table>								変更積算工事価格	×	請負比率	=	変更積算工事価格	円		円		円
変更積算工事価格	×	請負比率	=	変更積算工事価格															
円		円		円															

## 特 記 仕 様 書 (改修機械設備工事)

### I 工 事 概 要

- 1 工 事 名 R1 府中小学校トイレ改修工事
- 2 工事場所 石岡市若松一丁目 11 番 18 号
- 4 工事範囲 1, 2, 3 階トイレ部分
- 5 建物概要

(全体)

建物名称	管理・特別教室棟	教室棟	
構 造	RC 造 一部 造	RC 造 一部 造	造 一部 造
階 数	地上 3階 地下 階	地上 3階 地下 階	地上 階 地下 階
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	2 7 2 8 m <sup>2</sup>	1 7 9 7 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(建物毎の各階床面積)

建物名称	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	計

### 6 別途工事

## Ⅱ 機械設備工事仕様

### 1 共通事項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成28年版）（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成28年版）（以下「改修標準仕様書」という。）による。

### 2 特記事項

- (1) 項目は、番号に□のついたものを適用する。
- (2) 特記事項で※印、・印のある場合の適用は、下記による。
  - ※印を適用する。
  - ・印のついたものは適用しない。
- (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。
- (4) 建築工事、電気設備工事は、別記各工事の特記仕様書等による。

### Ⅲ 特記仕様

## 第1章 一般共通事項

#### 1 適用基準等

- ※ 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕設備部監修 平成28年版）
- ※ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版）
- ※ 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版）
- ※ 「営繕工事写真撮影要領（平成24年版）同解説 工事写真の撮り方（建築設備編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

#### 2 技術者等

建設工事請負契約書に基づき、現場代理人及び技術者（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を配置する。

#### 3 技能士等

- ・ 適用する ・ 適用しない (1.5.2)
- ◎配管技能士 ・ 熱絶縁施工技能士 ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 建築板金技能士 ・ 計装士

#### 4 電気保安技術者

- ・ 適用する ・ 適用しない (1.3.2)

#### 5 工事実績情報の登録

- ※ 適用する（付記事項参照）

#### 6 設計図書の優先順序

- (1) 質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面
- (5) 標準仕様書及び改修標準仕様書

#### 7 監督員事務所

- ※ 設けない ・ 設ける（種別 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号）

#### 8 機器及び材料

- (1) 本工事に使用する機器及び材料（以下（機材）という。）は、設計図書に規定するもの、標準仕様書、設備機材等評価名簿（最新版（一社）公共建築協会）によるもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
- (2) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。  
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成29年2月7日閣議決定）」（以下「グリーン購入法基本方針」）により、県が定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。
- (3) 上記の条件を満たすものが、石岡市産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。  
なお、石岡市産材とは、「石岡市内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。

#### 9 機材の検査等

検査及び試験を必要とする機材等は、標準仕様書によるほか下記による。

- (1) 機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、JISマーク等が表示された機材で所要の品質があることが確認でき設計図書に適合するものは、監督員の承諾を受けて検査を省略することができる。
- (2) 設計図書に定められた場合、又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には、試験を実施する。試験方法は、JIS、SHASE-S等に定めがある場合は、それらによる。試験完了後、試験成績表を監督員に提出する。監督員が必要と認める場合には、試験に立ち会う。

#### 10 建設発生土の処理等

- ・ 構外搬出適切処理 ※ 構内の指示する場所に敷き均し ・ 構内の指示する場所にたい積
- ・ 構外搬出指定場所 ( 地内 ・ 敷き均し ・ たい積) (付記事項参照)

**11 発生材の処理等** (1.3.9)

- ※ 構外搬出とし、関係法令に準拠して適切に処理し、監督員に報告する。
- ・ 引き渡しを要するもの ( )
- ・ 空調機に使用されているフロン類は、当該空調機を撤去・処分する際に回収し破壊処理すること。

**12 下請負人通知**

建設工事請負契約書に基づく下請負人通知書2部を、市と請負契約を締結した日から原則として30日以内、その後の下請契約に係るものは、契約締結の日から10日以内に提出するものとする。

**13 施工図等の取り扱い**

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。

**14 提出書類**

提出書類は、下記による。(※ 透明書類ケースに入れて提出する )

※ 写 真

適用	内 容	枚数	部数	提出方法
※	工事写真	適宜	1	電子納品
※	完成写真(支払用:外観及び内観)	3枚以上	1	A4版

上記のほかにも出来高検査、中間検査等に要する写真は、監督員の指示により提出する。

- ※ 工事实績情報の登録内容確認書(請負代金の額500万円以上となる工事)
- ※ 火災保険等に加入したことを証明できる書類
- ※ 建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(請負代金の額500万円以上となる工事)
- ※ 施工計画書(請負代金の額500万円以上となる工事)
- ※ 実施工程表(全体工程, 月間工程, 3週工程)
- ※ 使用資機材メーカー一覧表
- ※ 機器・材料納入仕様書
- ※ 施工図
- ※ 施工体系図(提出したものを工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること)
- ※ 施工体制台帳(提出したものを現場に備え置くこと)
- ※ 試験成績表
- ※ 機器類保証書
- ※ 各種届出書類控
- ※ 産業廃棄物処理関係書類  
(処理フロー図(種類, 数量), 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し, 委託契約書の写し, 許可証の写し  
運搬経路図, 運搬車両一覧表, 写真(積込, 場外搬出時, 処分場搬入時, 荷下状況))
- ※ 保守点検に必要な工具
- ※ 完成図
  - ※ 製本 部
  - ※ 縮小版(A3) 1部
  - ※ 完成図CADデータ(CD-R 又は DVD-R) 1枚
  - ※ 維持保全に関する資料(完成図書) 1部

1. 使用資機材メーカー一覧表
2. 官公署届出書類
3. 機器完成図, 検査合格証, 取扱説明書
4. 試験成績書
5. 機器類保証書, 工事保証書
6. その他監督員が指示するもの

※ CD-R 又は DVD-R 1枚

完成図面 (JWW形式), 完成写真 (JPEG形式) を収録したもの

※ その他 監督員が必要と認め, 指示した書類及び部数

## 第2章 共通工事

### 1 機器の規格

機器類の仕様は, 図面による。

### 2 各種配管工事の試験

配管途中若しくは隠ぺい, 埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。試験方法及び試験圧力等は, 標準仕様書によるものとし試験記録表を監督員に1部提出する。

### 3 測定表

試運転調整完了後, すみやかに下記の各測定結果をまとめた測定表を監督員に1部提出する。(測定内容及び測定箇所等は, 監督員の指示による。)

・ 温度 ・ 湿度 ・ 風量 ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水量

### 4 容量の表示

(1) 電動機出力などは, 表示された出力以下の容量とする。ただし, 防災機器は除く。

(2) 冷・温熱源機器等及び防災機器の能力, 容量は, その数値以上のものとする。

### 5 土工事

(4.2.1)

根切りは, 周辺の土質などに適した工法とし, 土砂が崩壊しないように関係法令に準拠し適切な法面をつけるか, 山留めを設ける。(山留め箇所は, 図示による。)

### 6 管端防食継手

(2.1.2)

塩ビライニング鋼管, 耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管でねじ接合する場合の継手は, 管端防食管継手とする。

### 7 管の切断

(2.5.1)

塩ビライニング鋼管, 耐熱性ライニング鋼管, ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は, 帯のこ盤又はねじ切り機搭載形自動丸のこ盤等で切断し, パイプカッターによる切断は禁止する。

### 8 異種管の接合

標準仕様書第2編2.5.17による。なお, 接合要領は標準図施工3によるものとする。

### 9 吊り及び支持

(2.6.3)

標準仕様書第2編第2章第6節によるほか, 次による。

(1) 屋外支持材は, 溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。(ボルト, ナット等は, ステンレス鋼製とする。)

(2) 50A以下の鋼管は, 形鋼振れ止め支持間隔を8m以下とする。

(3) 梁貫通により振れ止めがされている場合は, その部分を形鋼振れ止め支持されているものとみなす。

## 10 地中埋設標

(標準図, 機材2)

- ※ 設置する (・ 給水 ・ 排水 ・ ガス ・ 消火 ・ 油)
- ・ 設置しない

## 11 埋設表示テープ

標準仕様書によるほかテープ幅は150mmとする。

## 12 地中埋設の深さ

- ・ 管の上端まで60cm
- ・ 管の上端まで cm ◎既存に合わせる

(ただし、建物に引き込む場合等は、監督員の承諾を得て埋設深さを変更することができる。)

## 13 伸縮管継手を備えた配管

(2.4.1(e))

標準仕様書による。

## 14 管のフランジ接合

(2.4.5, 2.4.6, 2.4.7, 2.5.2, 2.5.3, 2.5.4, 2.5.6)

標準仕様書によるほか、機器周りの配管はフランジ接合とする。ただし、鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は、片側をネジ接合としてもよい。

## 15 塗装工事

標準仕様書(第2編3.2.1)による。

## 16 防食処置

標準仕様書(第2編2.7.3)による。

- (1) 土中埋設の鋼管類(排水配管の鋼管類, 合成樹脂などで外面を被覆された部分の配管は除く。)には、標準仕様書により防食処理を行う。
- (2) コンクリートに埋設される鋼管, 鉛管, 銅管は、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。

## 17 識別色

標準仕様書によるほか、埋設表示テープ及び地中埋設標の識別色は、給水は青、排水はシルバー、消火は赤、ガスは黄とする。

## 18 保温工事

標準仕様書第2編 第3章 第1節によるほか下記による。

- (1) 機器類付属弁類, 槽類, 煙道及び管寄せの保温外装は、アルミニウム板及びカラー亜鉛鉄板をステンレス板に読み替える ・ 読み替えない
- (2) ロックウール, グラスウールを使用した保温材のホルムアルデヒドの放散量 ・ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆

## 19 表示札等

鍵及び弁等に取り付ける表示札は、プラスチック製(白色)とし、系統名及び常時開又は閉の文字を記入する。

## 20 貫通部の処理

(2.8.1)

標準仕様書第2編第2章第8節による。

本工事に使用するスリーブは、下記による。

(2.2.27)

- ・ つば付き鋼管製スリーブ (・ 防水壁 ・ 防水床) (つば付き鋼管製は第2編表2.2.11による。)
- ・ 紙製スリーブ (・ 壁 ・ 床)
- ・ 管とスリーブとの隙間のシーリング材は、ホルムアルデヒド, トルエン, エチルベンゼン等を放散しないか、放散が少ないものとする。
- ・ 配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法又は、国土交通大臣認定を受けた工法とし、貫通部に適用するものとする。(認定書を提出し、標識を適切な位置に貼り付けること。)

## 21 はつり

既製コンクリートの床、壁の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

## 22 他工事との取り合い

- |                                   |         |       |        |
|-----------------------------------|---------|-------|--------|
| (1) 鉄筋コンクリートの梁、床、壁貫通のスリーブ補強       | ・ 箱入れ補強 | ◎ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (2) 天井、壁のボード類（軽量鉄骨も含む）の補強及び切込み・復旧 |         | ◎ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (3) 天井改め口                         |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (4) 外壁に取り付けるガラリ、換気扇枠、フード          |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (5) 機器のコンクリート基礎                   | 内設置のもの  | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
|                                   | 屋外設置のもの | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (6) 防煙ダンパーと連動制御器までの電気工事           |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
- （機器付属電線と電気工事電源電線及び電気工事電源開閉器との接続は、別途工事とする。ただし、接続については、電気工事受注者と十分に協議のうえ実施すること。なお、コンセントへの接続は、本工事とする。）
- |   |  |       |        |
|---|--|-------|--------|
| (7) 地震感知器の配管配線                          |  | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (8) 排煙濃度計の指示計までの配管配線                    |  | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (9) 天井吊形及び隠ぺい形ファンコイルユニットと操作スイッチ間の渡り配管配線 |  | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |

## 23 機器等の耐震施工

設備機器設備の固定は標準仕様書によるほか、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」及び一般財団法人日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。

## 24 工事用電力・用水・その他

本工事に必要な工事用電力、用水、その他の費用は全て受注者の負担とする。一般的な電力、用水は無償支給

## 25 揮発性有機化合物（VOC）を使用した材料の対応

- (1) 揮発性有機化合物（以下VOCという。）対策については、極力含有量の少ない材料を使用することとする。
- (2) 屋内清掃を行うときは、VOCを含む材料を使用しないこと。やむを得ず使用するとき、監督員の承諾を得ること。
- (3) VOCを含む材料を使用して施工した場合は十分に換気すること。

## 26 埋蔵文化財の調査

文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地内」

- (1) 掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。  
施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、**石岡市教育委員会文化振興課**と協議すること。
- (2) 掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。

## 27 あと施工アンカー

- (1) 配管、ダクト、機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しないこと。
- (2) あと施工アンカーの施工に際しては、品質管理上、施工についての指導を行う施工技術管理者を配置や、十分な経験と技能を有する技能者により施工すること。

◎差筋アンカー D10@200 程度（大便器穴埋め部）



## 第3章 衛生器具設備工事

### 1 衛生器具の接続

衛生器具と排水配管との接続には、鉛管に代えて排水用フレキシブル継手を使用してもよい。

### 2 衛生陶器の隙間調整

衛生陶器を据え付ける際の隙間調整は、ゴムシートなどの耐久性に優れた材料を使用すること。

## 第4章 給水設備工事

1 水道加入金 ・ 別途 ・ 本工事

### 2 保温

※ 標準仕様書による。

- ・ 屋外露出管（弁、フランジ類を含む）の保温材の厚さは、呼び径 25 mm 以下は 30 mm，呼び径 32 mm 以上のものは、40 mm 以上とする。

## 第5章 排水設備工事

1 流し接続管 床上露出部分は、硬質ポリ塩化ビニル管（VP）でもよい。

2 鋳鉄製ふたの文字

- ・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 雨水 ・ 実験排水 ・ その他

3 鋳鉄製ふたの破壊荷重

- ・ 中荷重 60 kN 以上（丸枠） ・ 重荷重 200 kN 以上（丸枠）

4 屋外排水管理設要領

根切り底から 100 mm 砕石敷き込みを行い、管を布設して管頂から 100 mm までを山砂にて埋め戻す。

残りの部分は ・ 根切り土 ・ 山砂 で埋め戻す

5 小口径柵 下水道管理者等と協議・承諾のうえ使用する。

6 エア抜き用排水 自動エア抜きの排水は、専用配管で排水処理をする。

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	R1 府中小学校 トイレ改修工事						
	[種目内訳]						
A	直接工事費		1.0	式			一般 処分費
B	共通費		1.0	式			
	工事価格	A+B	1.0	式			
	消費税相当額	10%	1.0	式			
	請負に付する額		1.0	式			

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	[細目内訳]						
A	直接工事費						
1	仮設工事		1.0	式			
2	改修工事		1.0	式			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	仮設工事						
	墨出し		330.0	m <sup>2</sup>			
	養生		330.0	m <sup>2</sup>			
	整理清掃・あと片付け		330.0	m <sup>2</sup>			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	改修工事	(和式便器→洋式便器)					
	(改修内訳)						
	天井ボード撤去復旧	処分費共	1.0	式			
	既存和式便器撤去	処分費共	1.0	式			
	床コンクリート改修	タイル復旧共	1.0	式			
	洋式便器	CFS497BM 付属品一式	13.0	台			
	便座	TC301	13.0	台			
	排水管材料		1.0	式			
	配管・器具設置取付費		1.0	式			
	トイレブース改修工事	内開きを外開きに	1.0	式			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	共通費						
	共通仮設費		1.0	式			
	現場経費		1.0	式			
	一般管理費		1.0	式			
	共通費 計						

## 集計表

名 称		数 量				(員 数)		合 計
墨出し		10.00	13.00			130.00	330.00	330.00 m <sup>2</sup>
養生						200.00		330.00 m <sup>2</sup>
整理清掃・あと片付け								330.00 m <sup>2</sup>
						330.00		
和便器解体		13.00						13.00 ヶ所
洋便器設置		13.00						13.00 ヶ所
CFS497BC 付属品一式								
TC301								
ブース改修		13.00						13.00 ヶ所
天井ボード撤去貼り付け								
フレキ撤去		0.90	1.80			10.00	16.20	16.20 m <sup>2</sup>
ケイカル厚5							16.20	16.20 m <sup>2</sup>
下地処理							16.20	16.20 m <sup>2</sup>
EP							16.20	16.20 m <sup>2</sup>
既存和式便器撤去								
撤去						13.00		
処分費	陶器	20.00					0.00	0.00 t
処分費	2t							1 台
床コンクリート改修								
タイル撤去		0.10	1.80			13.00	2.34	2.340 m <sup>2</sup>
差筋アンカー	D10-45C	10.0				13.00	130.0	130.0 本
型枠		1.00	1.00			13.00	13.00	13.000 m <sup>2</sup>
コンクリート打設		0.30		0.15		13.00	0.00	0.000 m <sup>3</sup>
タイル貼		0.40	0.70			13.00	3.64	3.640 m <sup>2</sup>
排水管材料								
VP75耐火被覆		1.00				13.00	13.00	13.00 m
配管・器具設置取付費						13.00	13.00	13.00 ヶ所
トイレブース改修工事						13.00	13.00	13.00 ヶ所

		既存洋便	既存和便	和を洋に改修	改修後洋	扉改修	備考
管理・教室棟							
	3F東男	1	1	0	1	0	
	3F東女	1	3	1	2	1	
	3F西男	0	2	1	1	1	
	3F西女	0	4	2	2	2	
	2F東男	1	1	0	1	0	
	2F東女	1	3	1	2	1	
	2F西男	0	2	1		1	
	2F西女	0	4	2	2	2	
	1F東男	0	2	1		1	
	1F東女	0	4	2	2	2	
教室棟							(3号館)
	3F男	1	1	0	1	0	
	3F女	1	3	1	2	1	
	2F男	1	1	0	1		
	2F女	1	3	1			
	1F男	2	0	0	2	0	学童も使用
	1F女	2	1	0	2	0	学童も使用
	計	12	35	13		12	
	和洋計	47		ヶ所	50%以上	ヶ所	
管理・教室棟(本工事対象外)							
	1F西男職	2	0				
	1F西女職	1	2				

**設備機器仕様**

洋便器 TOTO CFS497BM 付属品一式  
便座 TOTO TC301

**本工事区分**

既存和便器解体撤去  
鉄筋アンカー打設 D10@200程度  
コンクリート打設  
床タイル復旧  
洋便器設置(関連工事一式共)  
ブース内開きを外開きに変更  
天井板取り外し、復旧

**特記事項**

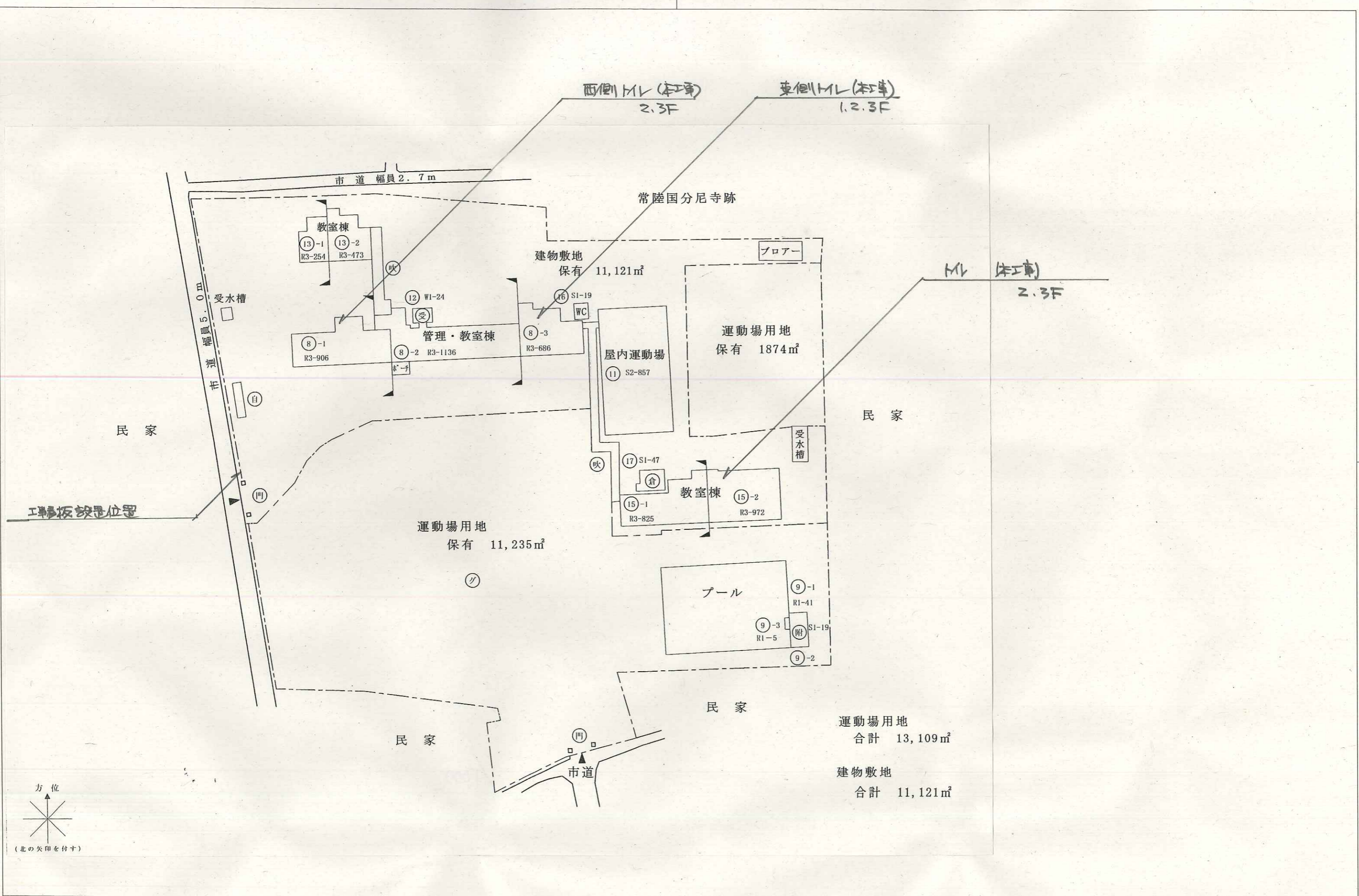
工事期間中小学校は授業中です  
土、日、祭工事可能  
便器交換ブース内のみ(全日)使用禁止  
その他の部分は(月～金)小学校使用



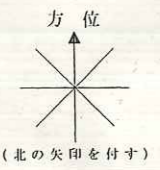
# R1府中小学校トイレ改修工事

2019

0142-008  
0142-015



運動場用地  
合計 13,109㎡  
建物敷地  
合計 11,121㎡



		既存洋便	既存和便	和を洋に改修	改修後洋	扉改修	備考
管理・教室棟							
	3F東男	1	1	0	1	0	
	3F東女	1	3	1	2	1	
	3F西男	0	2	1	1	1	
	3F西女	0	4	2	2	2	
	2F東男	1	1	0	1	0	
	2F東女	1	3	1	2	1	
	2F西男	0	2	1	1	1	
	2F西女	0	4	2	2	2	
	1F東男	0	2	1	1	1	
	1F東女	0	4	2	2	2	
教室棟							
	3F男	1	1	0	1	0	(3号館)
	3F女	1	3	1	2	1	
	2F男	1	1	0	1	0	
	2F女	1	3	1	2	1	
	1F男	2	0	0	2	0	学童も使用
	1F女	2	1	0	2	0	学童も使用
	計	12	35	13	25	13	
	和洋計	47		ヶ所	50%以上	ヶ所	
管理・教室棟(本工事対象外)							
	1F西男職	2	0				
	1F西女職	1	2				

設備機器仕様

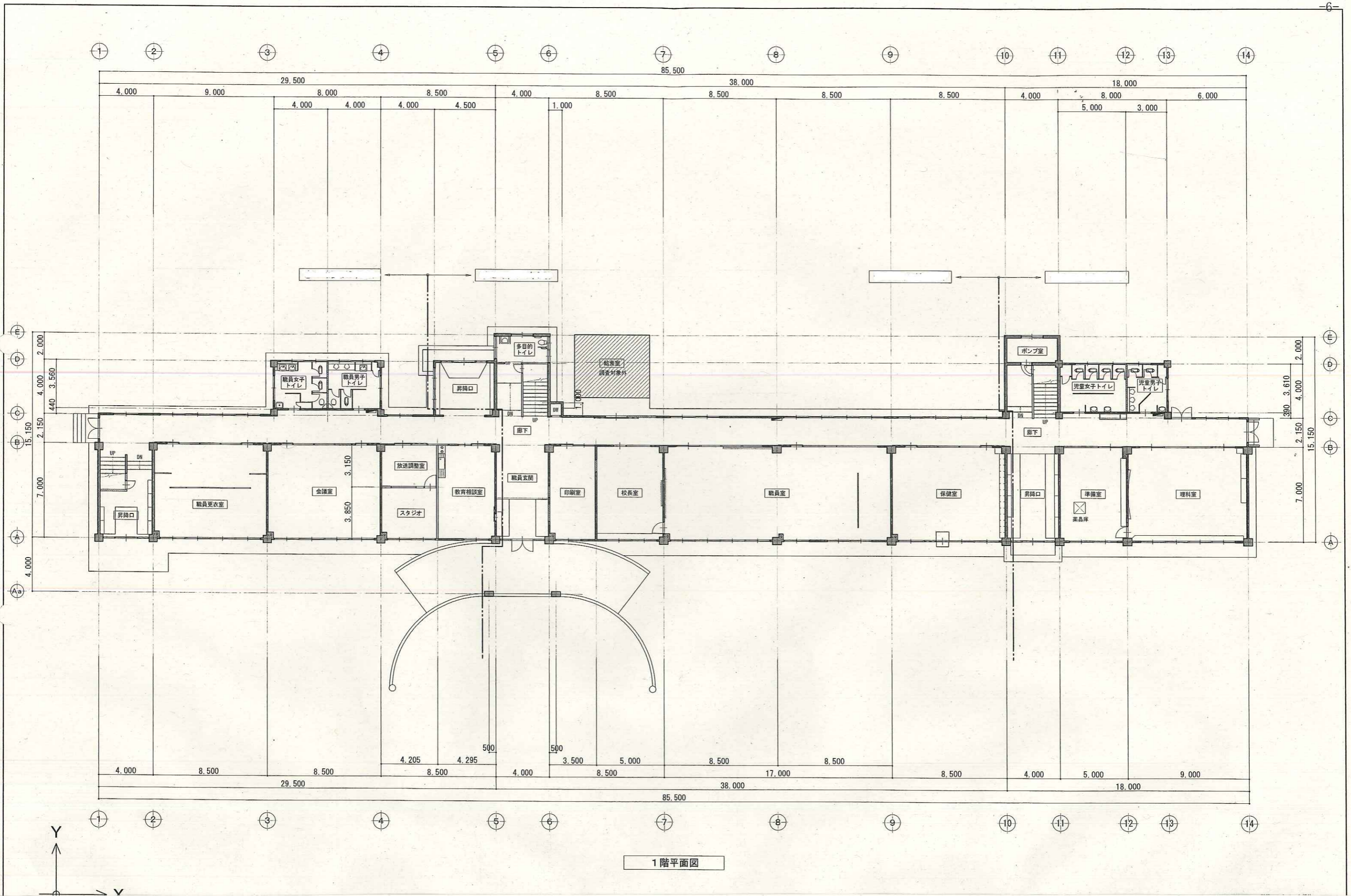
洋便器 TOTO CFS497BM 付属品一式  
便座 TOTO TC301

本工事区分

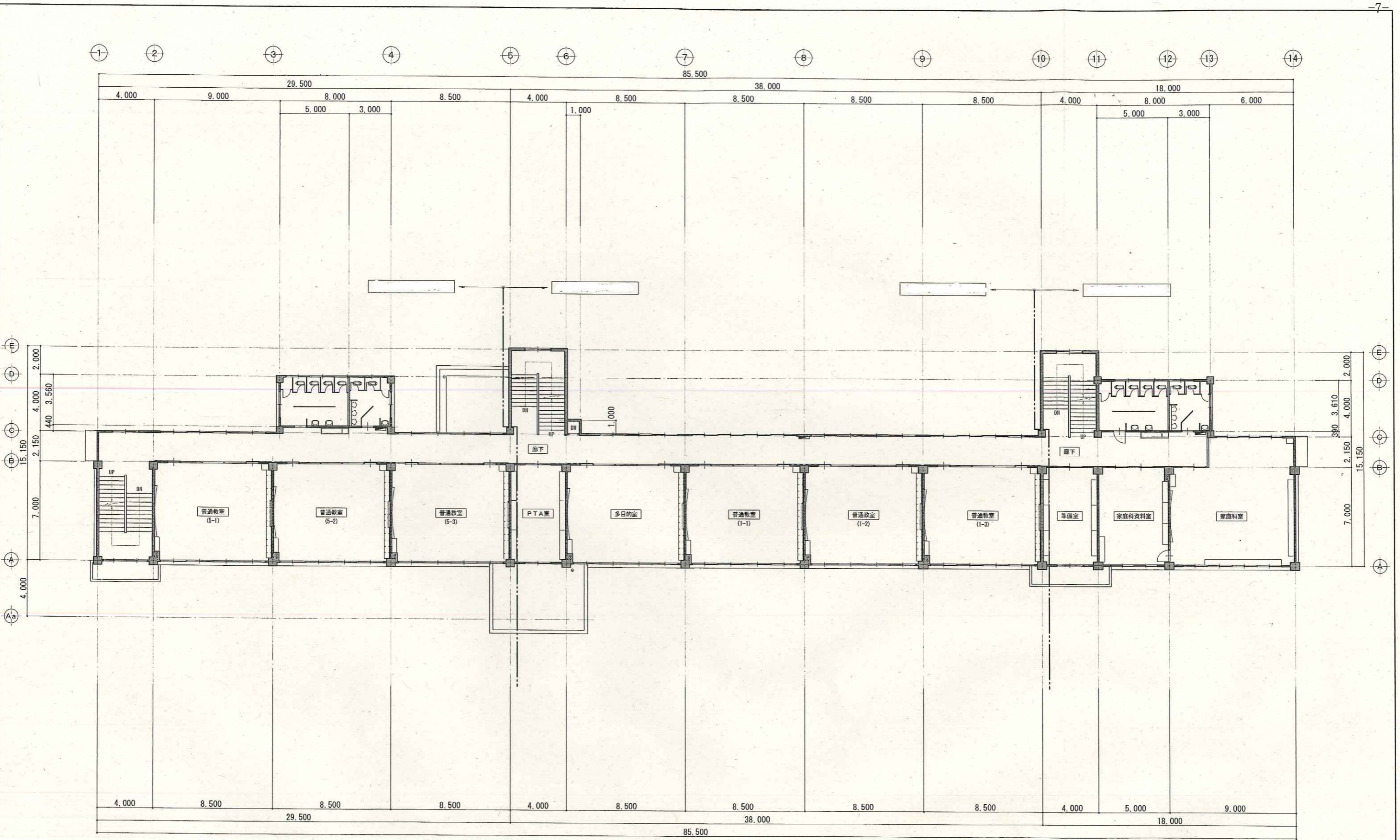
既存和便器解体撤去  
鉄筋アンカー打設 D10@200程度  
コンクリート打設  
床タイル復旧  
洋便器設置(関連工事一式共)  
ブース内開きを外開きに変更  
天井板取り外し、復旧

特記事項

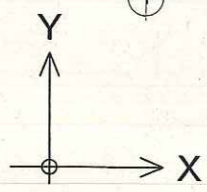
工事期間中小学校は授業中です  
土、日、祭工事可能  
便器交換ブース内のみ(全日)使用禁止  
その他の部分は(月～金)小学校使用

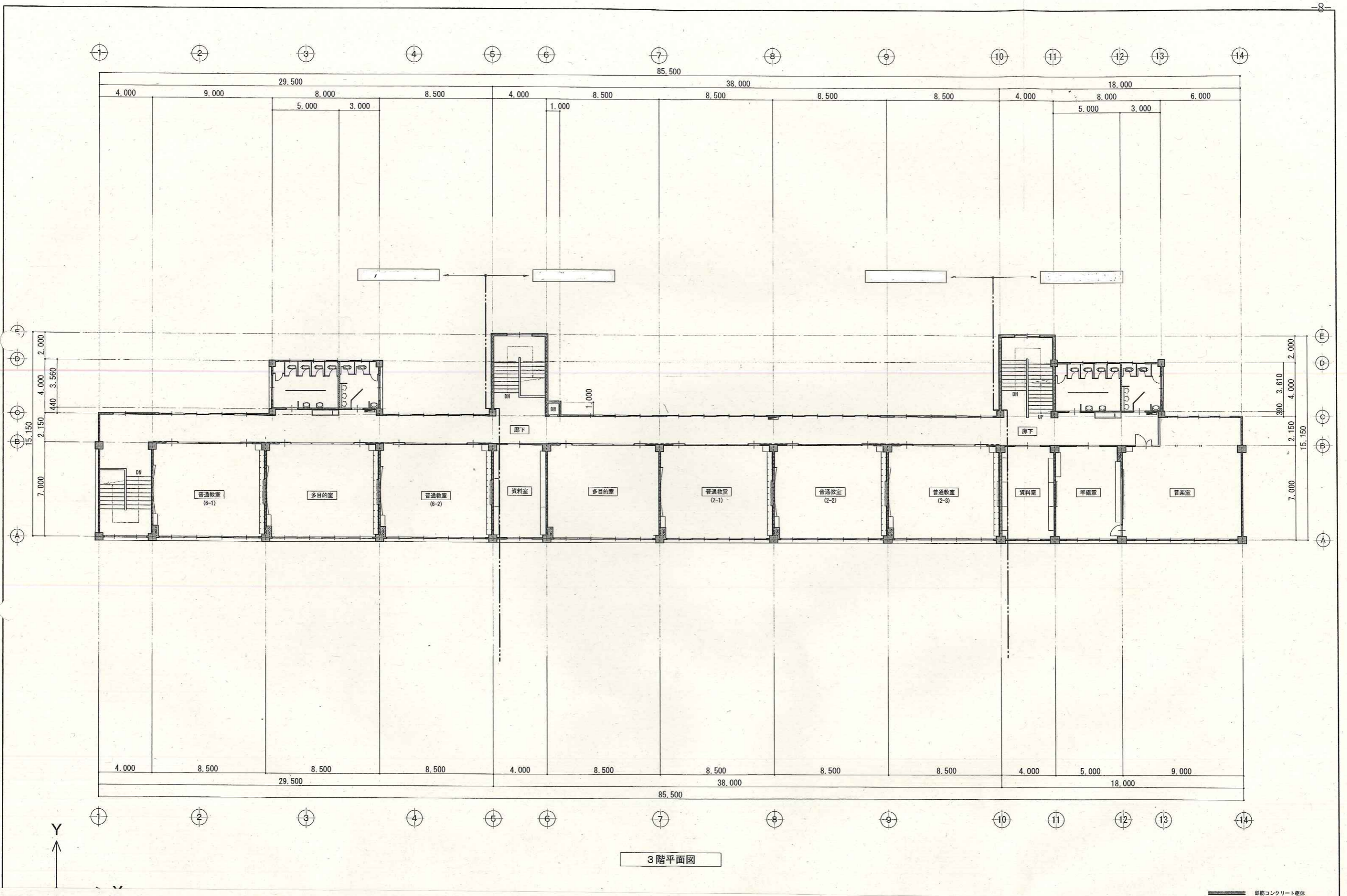


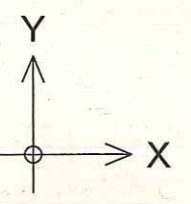
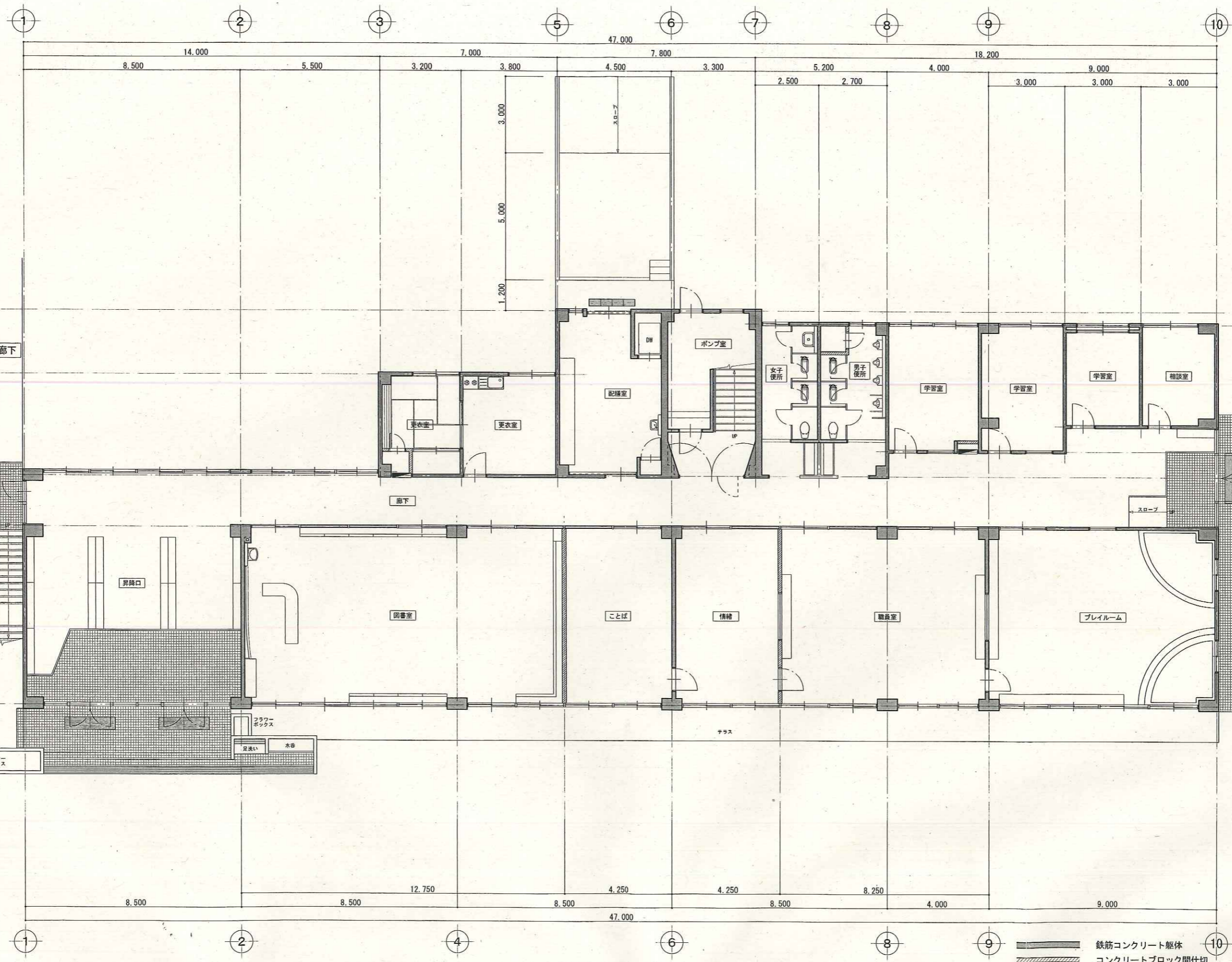
1階平面図



2階平面図

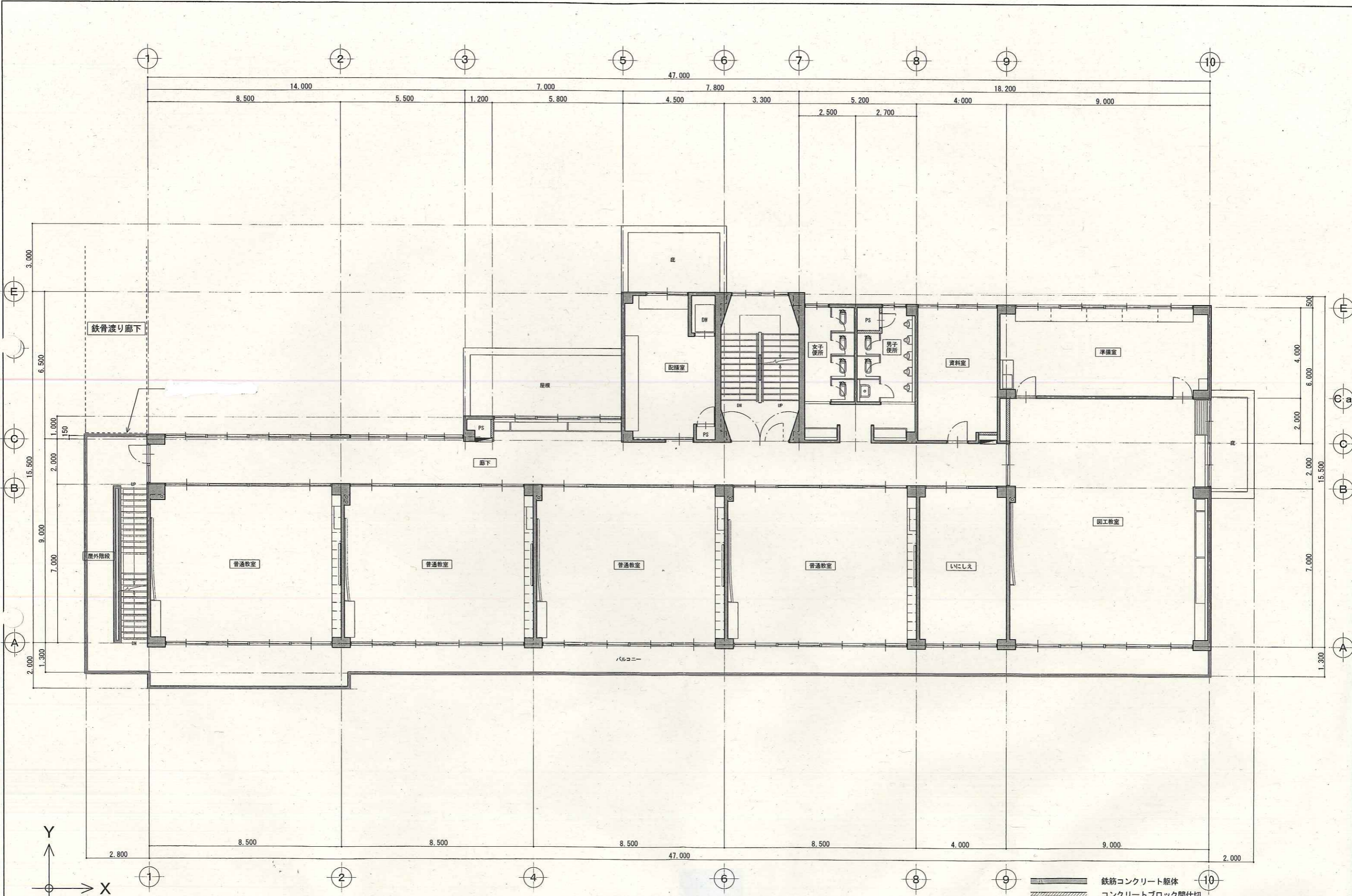






1階平面図

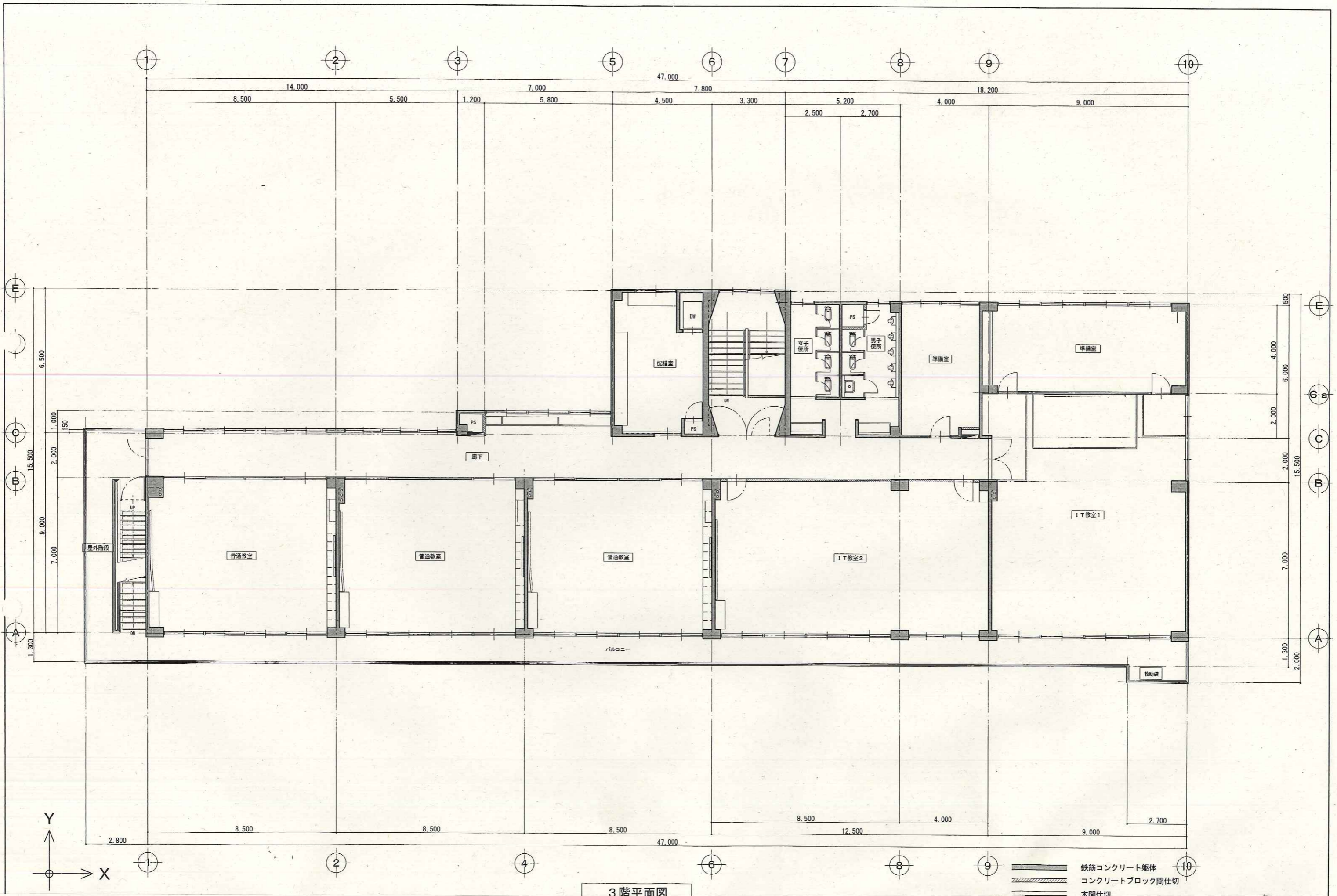
- 鉄筋コンクリート躯体
- コンクリートブロック間仕切
- 木間仕切



2階平面図

R1府中小学校トイレ改修工事  
 改修前2階平面図(教室棟) 1/150



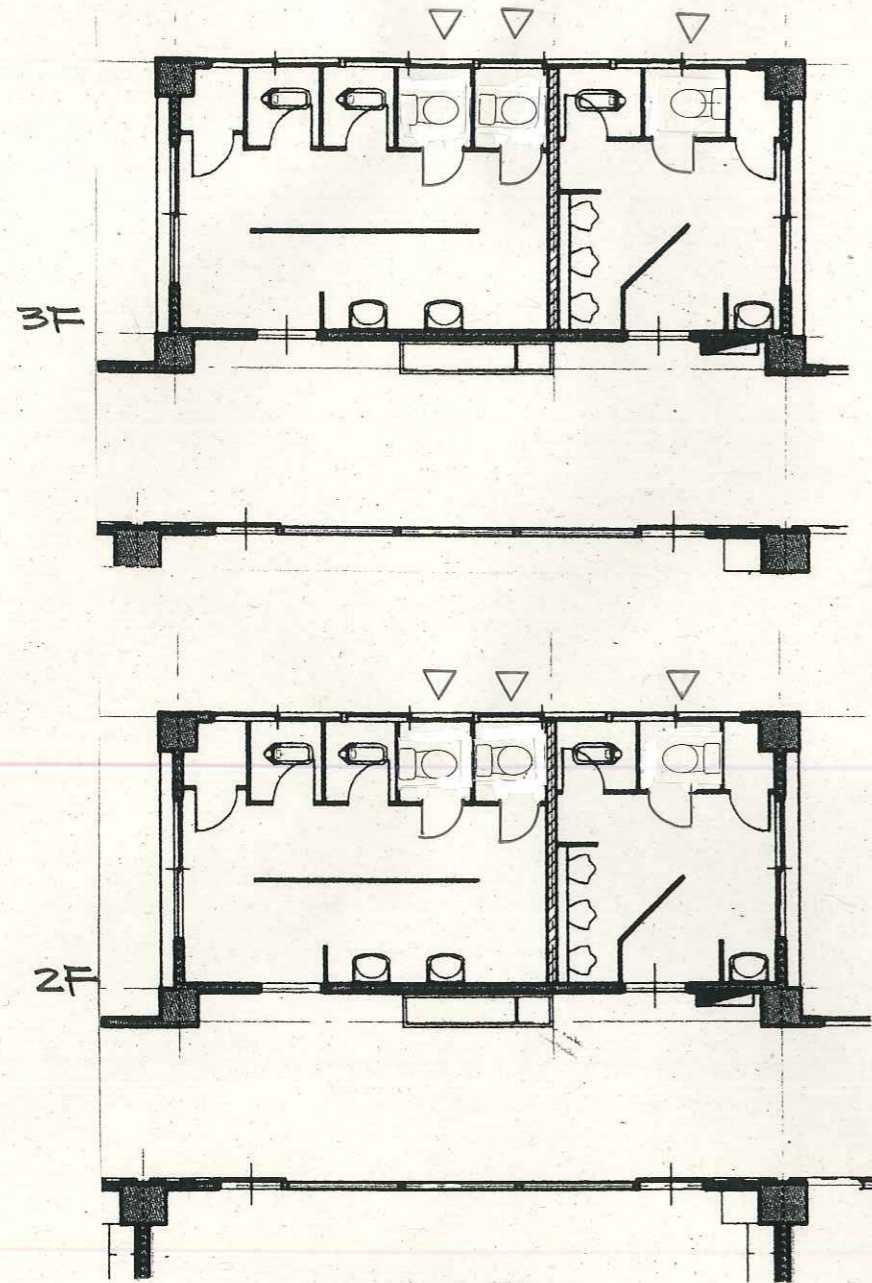


3階平面図

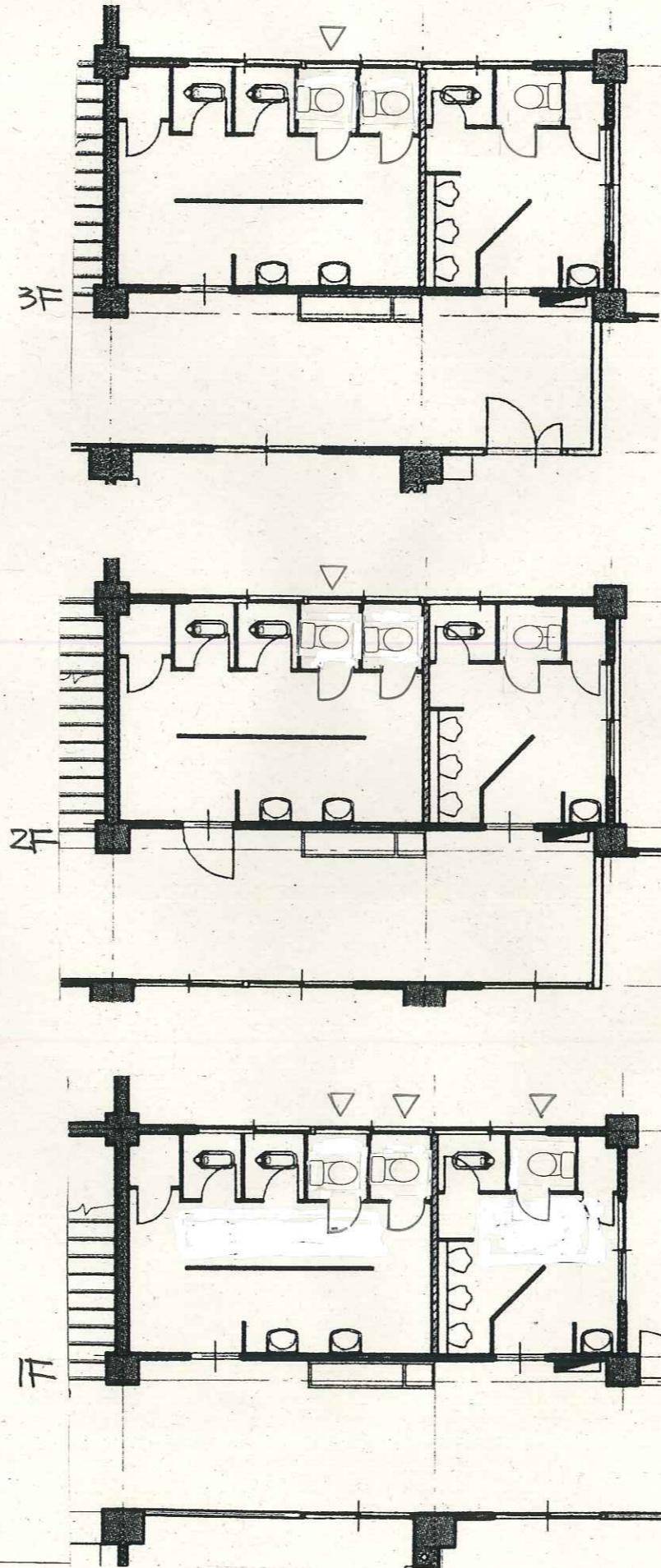
- 鉄筋コンクリート躯体
- ▨ コンクリートブロック間仕切
- - - 木間仕切

[管理・教員棟]

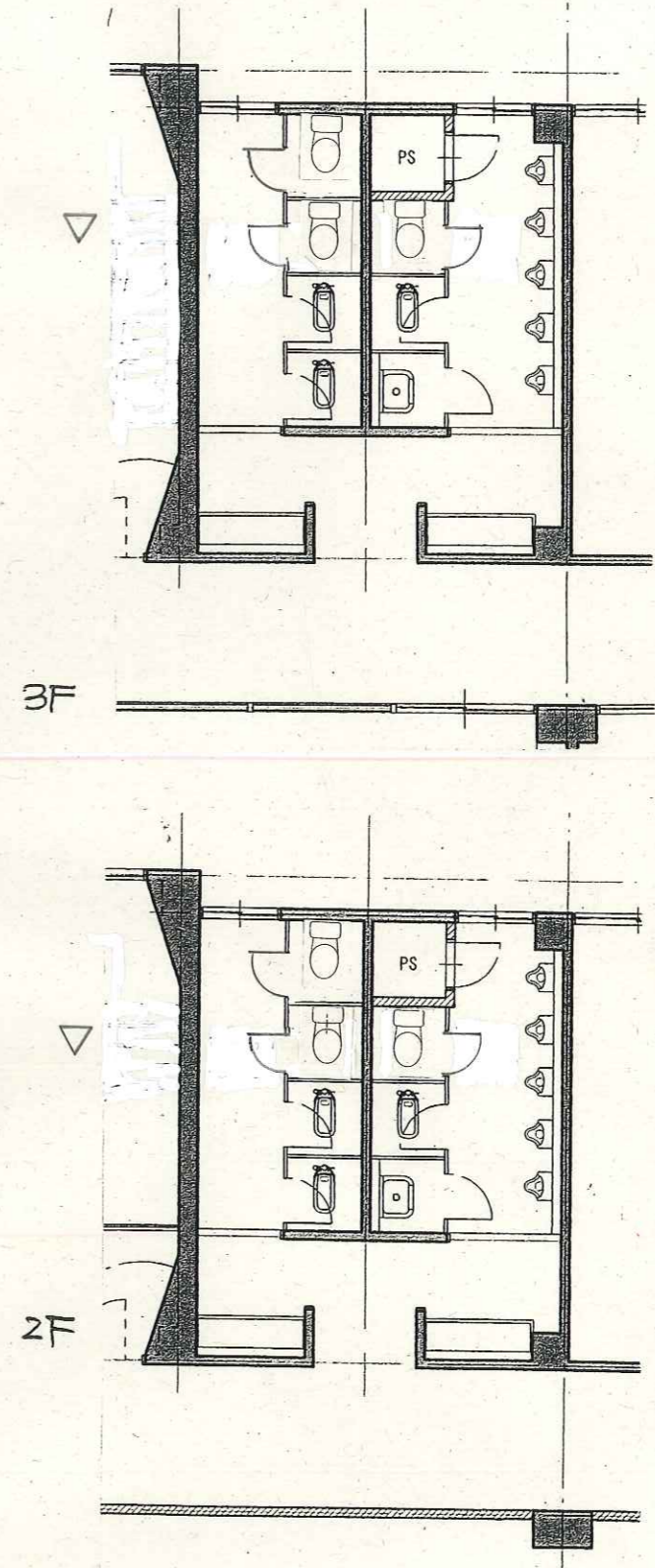
西側



車側



[教員棟]



EX. ▽ 改修部

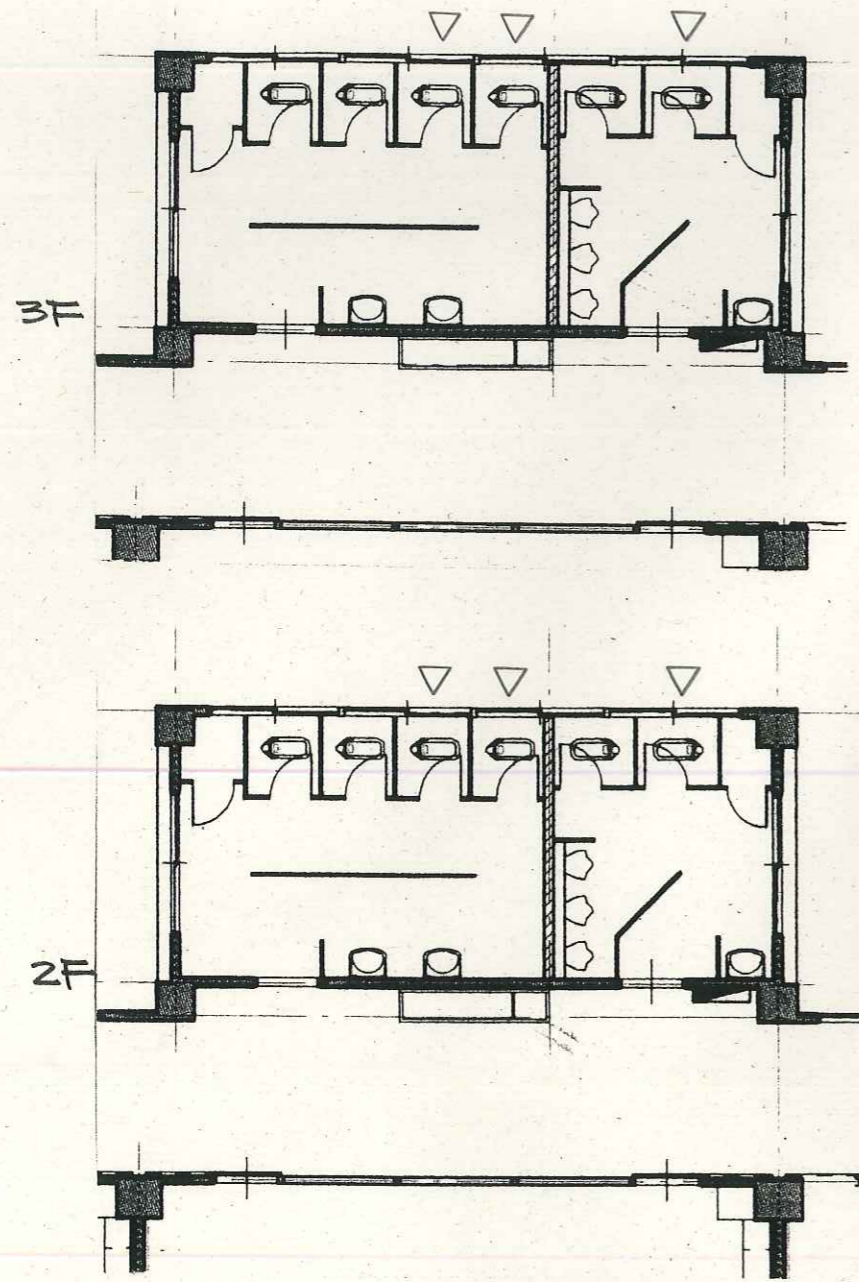
R1府中小学校トイレ改修工事

改修後平面図 1/100 (A3版)

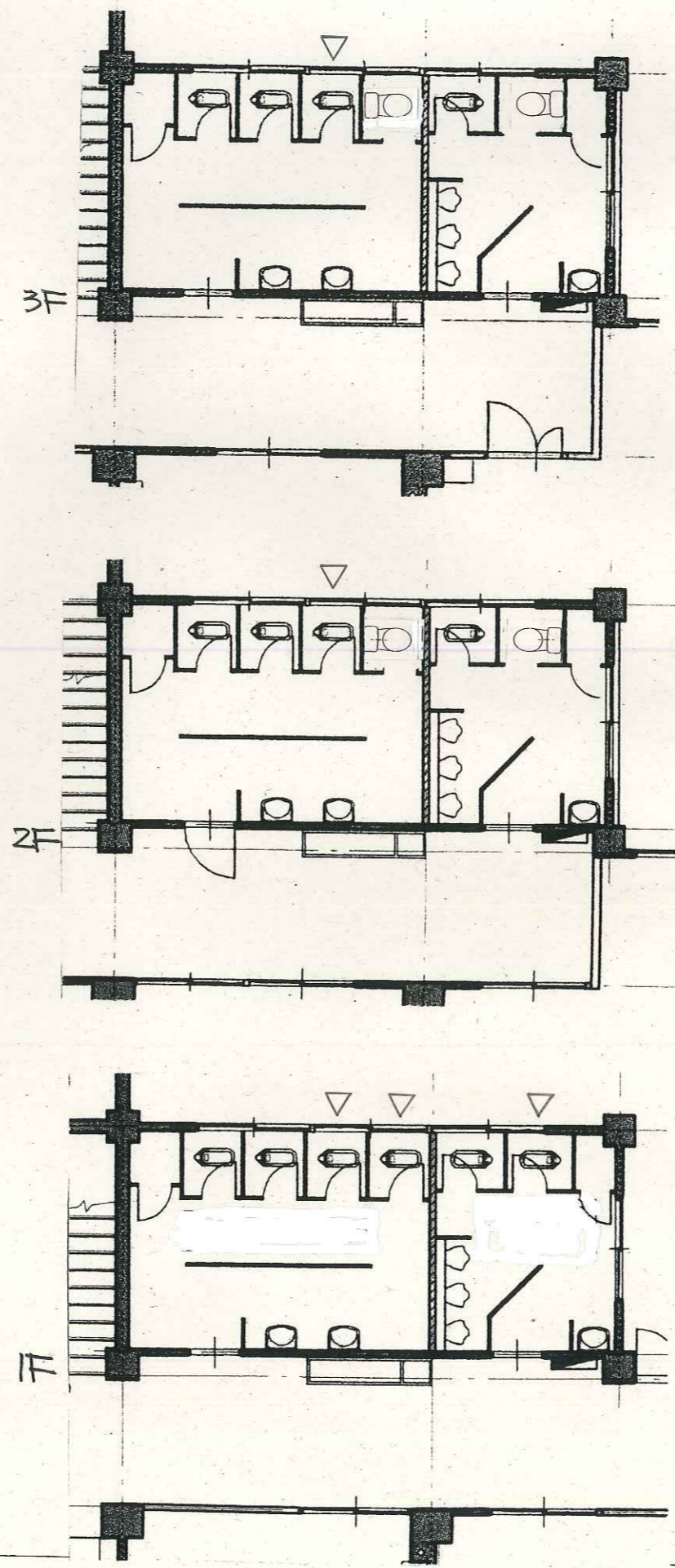
A-

[管理・教室棟]

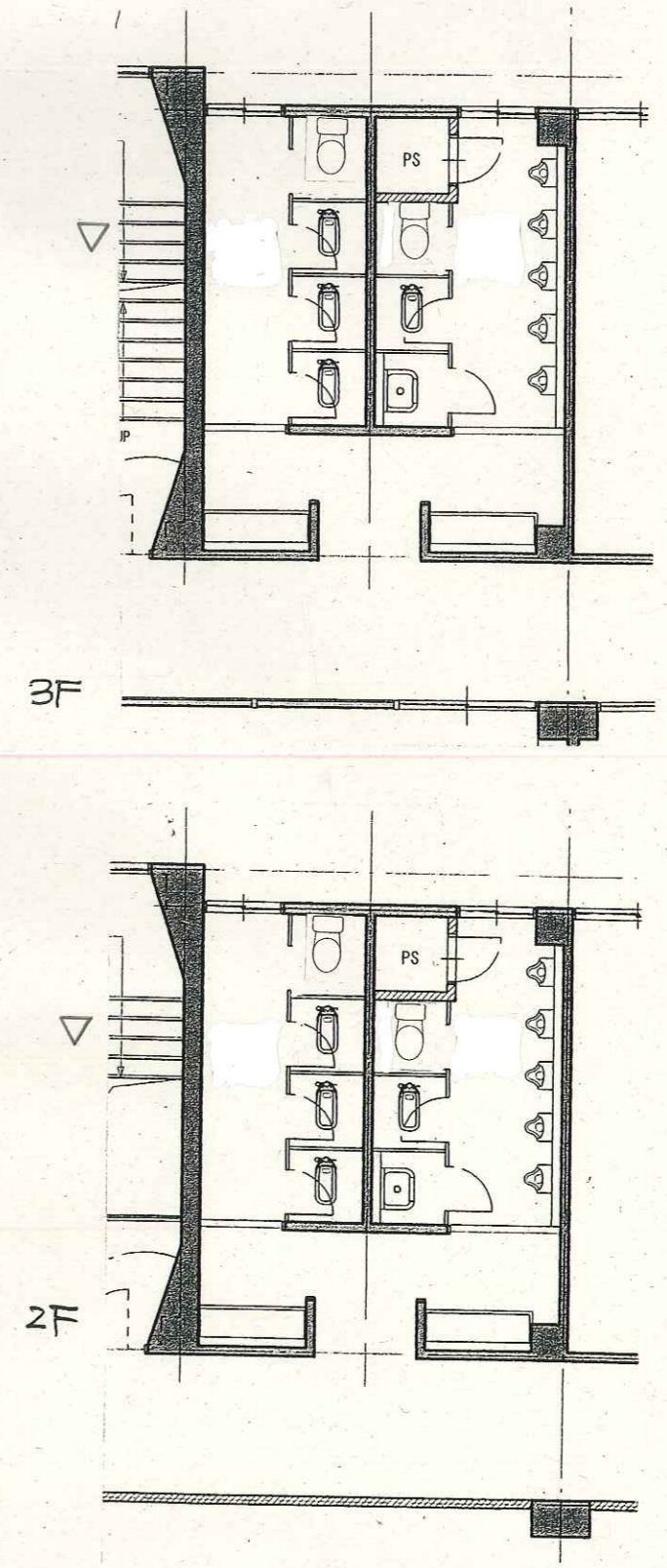
西側



車側



[教室棟]



EX. ▽ 改修部

\* 既設 洋便器、和便器 設置数はこの図面が優先とする